

次世代放射光施設建設工事のうち基本建屋設計業務  
公募型プロポーザル実施要領

2018年9月21日

一般財団法人 光科学イノベーションセンター

## 次世代放射光施設建設工事のうち基本建屋設計業務 公募型プロポーザル実施要領

### I. 目的

この要領に定める公募型プロポーザルは、一般財団法人 光科学イノベーションセンター（以下「センター」という。）が進める次世代放射光施設建設工事のうち基本建屋の設計にあたり、高度な専門的知識と豊富な経験を有し、かつ、地域および国内における本事業の意義を十分に理解し、業務を委ねるに相応しい適性を備えた実施者を選定することを目的とする。

なお、設計業務のうちⅢ. 1. (2) に示す実施設計においては、施工者が参画するECI (Early Contractor Involvement) 方式を採用する計画である。

### II. 計画施設の概要

#### 1. 計画地

- ・宮城県仙台市青葉区荒巻地内 東北大学青葉山新キャンパス内
- ・設計対象区域 約55,000㎡（工事用仮設用地は含まず。）

#### 2. 配置計画・建物規模

敷地内の施設の基本的配置は別紙1のとおり、東北大学青葉山新キャンパス内において地盤条件、地域の安全性および経済性を考慮し検討する。

施設規模は、設置面積約20,000㎡を基本とするが、最終的に利便性、経済性および格納する機器類からの要求事項などを考慮し基本設計において決定する。

#### 3. 施設設計の基本方針

- ・高精度な計測・解析を行う機器類の適切な設置が可能な施設
- ・気温・湿度およびその他の気象環境の計測・解析への影響を最小にする施設
- ・計測・解析などに係る効率的な動線を確保できる施設
- ・十分に安全な放射線対策が可能な施設
- ・運用・管理の容易な施設

#### 4. 参考資料

次世代放射光施設（軟X線向け高輝度3GeV級放射光源）官民地域パートナーシップ具体化のためのパートナー選定に係る調査結果（報告）2018年6月28日（科学技術審議会 量子科学技術委員会 量子ビーム利用推進小委員会）

### Ⅲ. 設計業務の実施者の選定

#### 1. 業務の概要

##### (1) 業務委託名

次世代放射光施設建設工事のうち基本建屋設計業務

##### (2) 業務内容

次世代放射光施設建設のうち基本建屋の基本設計、実施設計とし、対象は、線形加速器、蓄積リングなどを格納する基本建屋、地盤改良、および外構とする。(概要は別紙1のとおり。)

##### (3) 履行期間

契約締結の日から2019年度末まで

##### (4) 発注者

一般財団法人 光科学イノベーションセンター

##### (5) 概算業務費

340,000千円(消費税等を除く。)

##### (6) 建屋の計画概要

「次世代放射光施設建設工事のうち基本建屋設計業務委託仕様書」による。

##### (7) 概算総事業費

8,300,000千円(消費税等を除く。)

#### 2. 設計業務の実施予定者の選定方針

設計業務の実施予定者選定の募集および選定の方法は、競争性、透明性および公平性の確保に配慮し、公募型プロポーザル方式とする。

優先交渉権の決定は、資格審査と提案審査により行う。

資格審査後、センターが設置した審査委員会が、提案内容の審査及びヒアリングを行い、優秀提案者を決定する。

センターは、審査委員会の審査を踏まえて優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

#### 3. 選定スケジュール

(1) 募集の公告	2018年 9月21日(金)
(2) 質問書の受付期限	2018年10月 1日(月)
(3) 質問に対する回答	2018年10月 5日(金)
(4) 参加表明書と技術提案書の受付期限	2018年10月15日(金)
(5) 審査委員会によるヒアリング	2018年10月中旬以降
(6) 設計業務の契約	2018年10月下旬以降

#### 4. 参加要件

本プロポーザル参加者は、実績要件の他に下記のすべてに該当するものとする。

##### (1) 基礎要件

- a. 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っている者。
- b. 管理技術者は、建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。

##### (2) 実績要件

過去において、電子ビームの加速エネルギーが1 GeV以上の加速器を有する放射光施設の建屋新築工事に係る基本設計および実施設計業務を受託した実績があること。

なお、実績は元請けに限る。

##### (3) 業務の再委託

- a. 主たる業務以外の部分（トレース、パース等）については、再委託を認める。
- b. 構造分野、設備分野の再委託先には、設計への関与ができる建築士法第10条の2の2第1項及び2項に規定する当該設計の一級建築士が所属していること。ただし、参加表明者の建築士事務所に当該構造設計一級建築士が所属している場合は、この限りではない。

##### (4) 配置予定技術者の条件等

- a. 配置予定技術者として管理技術者、意匠担当主任技術者、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者を置くこと。
- b. 管理技術者は、一級建築士であること。
- c. 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、参加表明者に所属していること。
- d. 参加表明者に、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士が所属している場合は、構造担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者の資格について条件を付さない。
- e. 管理技術者は、各主任技術者を統括し兼任しないこと。また、意匠担当主任技術者は、他の主任技術者を兼任しないこと。

##### (5) 参加等に係わる制限事項

- a. 参加表明書及び技術提案書等の提出は、1者につき1点に限る。
- b. 参加表明書及び技術提案書等の提出は、単独企業によるものとする。（共同企業体での提出は不可とする。）
- c. 協力業者となった者は参加することはできない。ただし、複数の参加者の協力業者となることは可とする。

## IV. 手続き

### 1. 事務局

一般財団法人 光科学イノベーションセンター

所在地 〒980-0021 仙台市青葉区中央二丁目9番10号(セントレ東北11階)

電話 022-397-9092

FAX 022-262-7062

E-mail [k-suzuki@tokeiren.or.jp](mailto:k-suzuki@tokeiren.or.jp) [t-ishibashi@tokeiren.or.jp](mailto:t-ishibashi@tokeiren.or.jp)

### 2. 提出書類等

提出は正本1部、副本1部の合計2部とし、持参又は郵送（書留）によること。

#### (1) 設計者プロポーザル参加表明書 [様式1]

以下を添付すること。

- a. 一級建築士事務所登録証明書の写し
- b. 管理技術者の一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書の写し
- c. 事務所の財務状況を示す資料の写し（直前事業年度の事業報告書等）
- d. 実績要件を証明する契約書の写し等

#### (2) 技術提案書 [様式2]

以下を添付すること。

- a. 配置技術者の経歴等 [様式3]
- b. 協力事務所一覧 [様式4]
- c. 業務への取組み方針 [様式5]
- d. 次世代放射光施設基本建屋設計にあたっての基本的な考え方 [様式6]
- e. 設計費見積書 [任意様式]

その他、必要に応じて事務局が追加書類を求める場合がある。

### 3. 技術提案に必要な資料

#### (1) 資料の配布

提出書類の様式については、募集の公告日から参加表明書の提出期限までセンターのホームページに掲載する。

#### (2) 注意事項

資料は、本プロポーザルの技術提案以外の用途には使用しないこと。  
また、配布時の質疑等は受け付けない。

### 4. 質問等

質問は、質問書 [様式7] により、期限までにEメールまたはFAXにより事務局に提出すること。

回答は、質問者個別の回答ではなく一括回答として取りまとめて、センターのホームページに掲載する。

## V. 設計業務の実施予定者選定の方法

### 1. 実施予定者選定の方法

次世代放射光施設建設工事のうち基本建屋設計業務の優先交渉権の決定にあたっては、審査委員会を設置し参加資格要件と技術提案書に関する審査およびヒアリングにより選考する。

選考は非公開で行い、センターは審査委員会の審査を踏まえて優秀提案者を優先交渉権者として選定し、後日結果をホームページで公表する。

### 2. 審査委員会の構成

センターが設置する審査委員会は、次の4名の委員（敬称略）により構成する。

- 委員 大槻 達也（東北大学 理事）
- 委員 田中 均（理化学研究所 放射光科学総合研究センター 副センター長）
- 委員 高田 昌樹（東北大学 多元物質科学研究所 教授（センター理事長））
- 委員 向田 吉広（東北経済連合会 副会長（センター理事））

なお、参加表明者が、優先交渉権者の決定までに、審査委員会委員に対して自己に有利になることを目的として働きかけなどを行った場合は、その参加表明者は失格とする。

### 3. 審査手順

#### （1）資格審査

センターは、資格審査書類（参加表明書及び資格証明書等）をもとに募集要項で示した参加資格要件について確認審査を行う。

#### （2）提案審査

##### a. 基礎的事項の確認

センターは、応募者の技術提案書の必要記載事項と記載内容に矛盾・齟齬がないことを確認する。

##### b. 提案内容の評価

基礎的事項の確認後、審査委員会は下記の項目ごとに評価を行い、さらにヒアリングにより提案内容を確認した上で優秀提案者を選定する。

##### （a）評価項目と評価の視点

審査委員会において、下記の項目に基づき提案内容の評価を行う。

分類	評価項目	評価の視点	配点
①提案者	財務状況	・経営状況の安全性	10
	業務実績	・十分な業務実績	20
②推進体制	意欲・理解度	・業務への取組方針 ・業務の特性の理解度	10
	責任者の資格	・主任技術者の資格・経歴	10
	業務推進体制	・業務推進体制の確実性、技術力 ・業務従事予定者の人数、経験	15
	計画に対する所見	・計画における課題の理解度	15
③工程	全体工程の遵守性	・工程遵守のための方策の有効性・実現性	10
④立地条件		・施設建設地の地盤、環境特性などの理解度	10

### (b) 採点基準

審査委員会において、下記の採点基準に従い提案内容の得点を算定する。

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.75
C	やや優れている	配点×0.50
D	要求水準を満たしている程度	配点×0.25

### (3) 優秀提案者の選定

審査委員会は評価点とヒアリングを基に算定した得点が最も高い応募者を優秀提案者、次に得点が高かった応募者を次点提案者として選定し、センターへ報告する。

### 4. 優先交渉権者の決定

センターは、審査委員会の審査結果を踏まえて優先交渉権者を決定するとともにセンターのホームページで公表する。その後、センターと優先交渉権者が業務の委託契約の締結に向けて協議を進める。

以上